

令和2年度安全な農畜水産物安定供給のための  
包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業  
のうち課題解決型プロジェクト研究（新規課題）  
応募要領

**【応募受付期間】**

令和2年1月10日（金）～令和2年3月4日（水）17：00

※ 本事業は、令和2年度政府予算原案に基づくものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等に変更があり得ることを御留意願います。

**【ご注意】**

- ・ 本事業への応募受付は全て「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で行います。（郵送、直接の持ち込み、E-mail等では一切受け付けません。）
- ・ e-Radの使用にあたっては、事前に「研究機関の登録」、「研究者の登録」が必要となります。研究グループで応募する場合には、応募時までには、代表機関だけでなく共同研究機関も研究機関コード・研究者番号を取得していただく必要があります。
- ・ e-Radの登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕を持って手続きを行ってください。

令和2年1月

農林水産省  
消費・安全局

令和2年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究  
推進委託事業のうち課題解決型プロジェクト研究（新規課題）応募要領

## 目次

I	はじめに.....	1
II	本事業について.....	2
III	公募試験研究課題.....	2
1	公募試験研究課題、経費限度額(令和2年度)及び研究実施期間	
2	採択件数	
3	委託契約期間	
IV	応募・審査.....	3
1	応募から委託契約までの流れ	
2	応募資格等	
3	応募手続等	
4	説明会の開催	
5	審査	
6	審査結果等の通知	
V	委託契約.....	10
1	委託契約の締結	
2	委託経費	
VI	研究成果の取扱いと評価.....	13
1	「国民との科学・技術対話」の推進	
2	研究成果の取扱い	
3	e-Radからの内閣府への情報提供等	
VII	その他応募に当たっての注意事項.....	16
1	不合理な重複及び過度の集中の排除	
2	研究費の不正使用	
3	虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応	
4	研究活動の不正行為防止のための対応	
5	指名停止を受けた場合の取扱い	
6	情報管理の適正化について	
VIII	事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供.....	21
IX	中小企業の支援.....	22
X	法令・指針等の遵守への対応.....	22
XI	問い合わせ先.....	23

(別紙資料)

- 別紙1 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程
- 別紙2 公募試験研究課題の詳細
- 別紙3 国の施設等機関に所属する研究者が応募する場合の要件等
- 別紙4 随意契約登録者名簿登録申請書
- 別紙5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募手続について
- 別紙6 企画提案書様式（課題解決型プロジェクト研究）
  
- 別紙7 令和2年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち課題解決型プロジェクト研究（新規課題）応募説明会参加申込書
- 別紙8 安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査要領
- 別紙9 委託事業で計上できる経費  
（参考資料）委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第96号大臣官房経理課長通知）
- 別紙10 調達における情報セキュリティ基準
- 別紙11 調達における情報セキュリティ基準の確保に関する特約条項

## I はじめに

食の安全及び消費者の信頼を向上させるためには、食品中に含まれる有害化学物質・有害微生物、動物の伝染性疾病や植物の病害虫に関するリスク管理を、科学的知見に基づいて効果的・効率的に実施し、安全な農林水産物を安定的に供給していくことが重要です。

農林水産省は、科学的根拠に基づいた食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する施策・措置を実施していくため、レギュラトリーサイエンス<sup>\*</sup>を活用しています。

### ※ レギュラトリーサイエンスとは

科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学です。レギュラトリーサイエンスには、次の（ア）及び（イ）が含まれます。

- （ア） 行政施策・措置の検討・判断に利用できる科学的知見を得るための研究（Regulatory Research）、
- （イ） 科学的知見に基づいて施策を決定する行政（Regulatory Affairs）

（レギュラトリーサイエンスの例）

**背景** アクリルアミドが家庭等で調理される食品にも含まれることが判明  
→加工食品だけでなく野菜炒め等からの暴露も無視できない

#### 行政課題

- ・食事のバランスで野菜は重要な栄養源
- ・食品の加熱は食中毒防止等の観点からも重要
- アクリルアミドの**低減対策**を**消費者へ情報提供**することは重要かつ急務

#### 必要な研究

- ・家庭調理におけるアクリルアミドの**生成条件の解明**
- ・**低減対策**の開発

#### 行政施策への活用

- ・家庭でできるアクリルアミド低減対策をまとめた**消費者向けリーフレット**を作成し、**4万部以上配布**
- ・消費者向けセミナー、ウェブサイトを活用した**情報発信**



#### 研究成果

- ・食品全体としての**安全・品質を確保**しつつ、**消費者が実行できる**アクリルアミドが生成しにくい**新レシピを考案**



今般、令和2年度安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業（以下「本事業」という。）において実施する課題解決型プロジェクト研究に関し、令和2年度から開始する試験研究課題の実施研究機関を募集します。研究の実施（公募試験研究課題の受託）を希望される研究機関等は、本要領にしたがって企画提案書等

を提出してください。

## II 本事業について

本事業は、食品安全、動物衛生、植物防疫等の分野において、**法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究**（レギュラトリーサイエンスに属する研究）を実施し、その研究成果を行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農畜水産物の安定供給に貢献することを目的としています。レギュラトリーサイエンスに属する研究を、内容に応じて規模や実施期間を柔軟に選択できるよう2タイプに分類して実施します。

### 1 課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から応用・開発まで、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき長期的視点が求められる試験研究を実施します。

### 2 短期課題解決型研究

現存する技術シーズや知見を活用して、短期的・機動的に試験研究を実施します。

また、本事業は、令和2年度予算の成立後に施行する「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業実施規程」（以下「実施規程」という。）**別紙1**により実施します。

## III 公募試験研究課題

### 1 公募試験研究課題、経費限度額（令和2年度）及び研究実施期間

課題解決型プロジェクト研究において令和2年度より開始する試験研究課題は以下のとおりです。試験研究課題ごとの具体的試験研究内容及び達成目標は**別紙2**のとおりです。応募の際は**別紙2**をよく読んでから応募してください。

#### (1) 官民・国際連携によるASFワクチン開発の加速化

経費限度額：130,000千円（令和2年度）

研究実施期間：令和2年度～令和6年度

#### (2) CSFの新たな総合的防除技術の開発

経費限度額：70,000千円（令和2年度）

研究実施期間：令和2年度～令和6年度

### 2 採択件数

1の公募試験研究課題について、原則として、各1件の企画提案書を採択します。

### 3 委託契約期間

委託契約締結日から令和3年3月31日までを予定しています。なお、研究期間が複

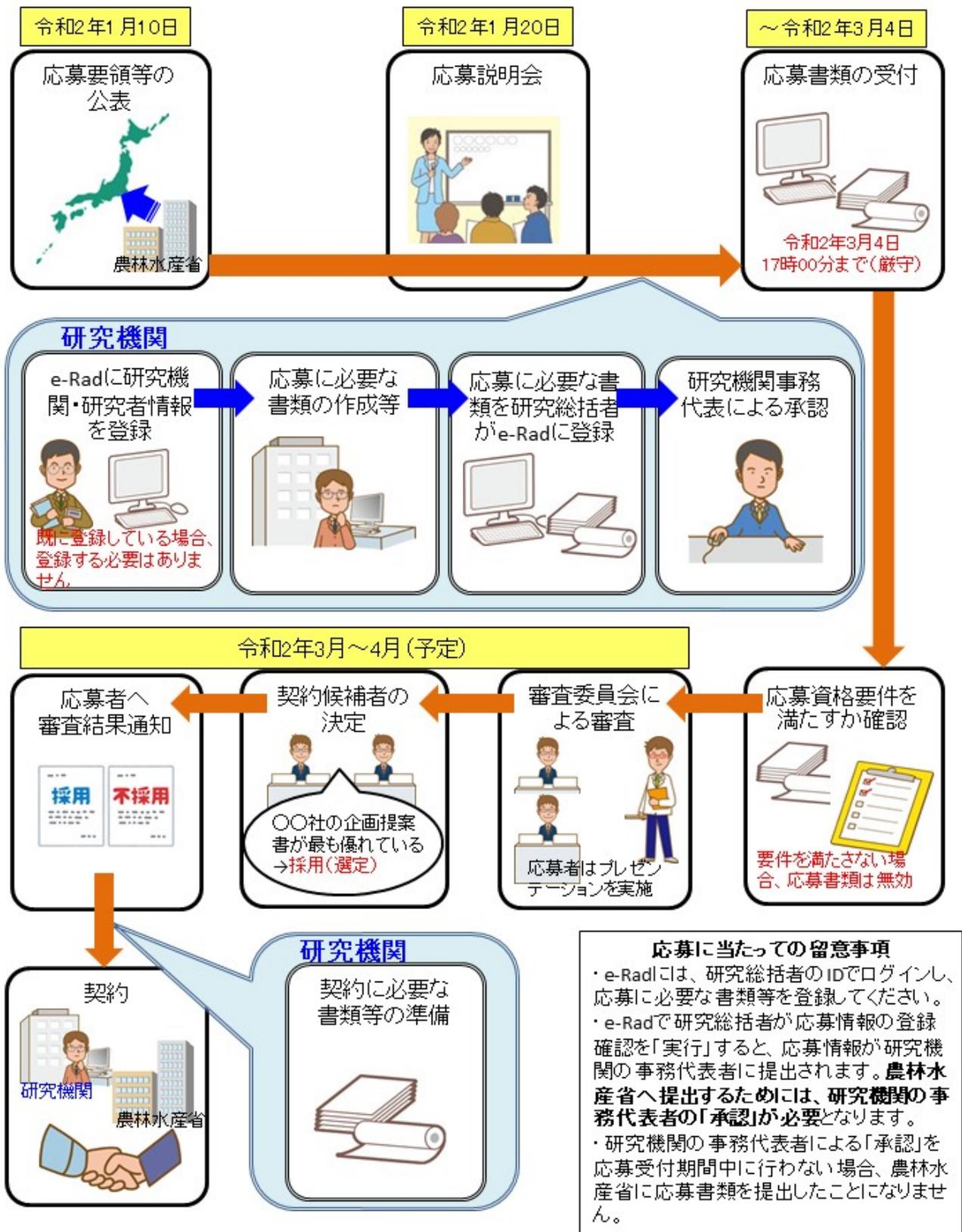
数年にわたる試験研究課題については、毎年度、契約を締結することとなります。

#### IV 応募・審査

##### 1 応募から委託契約までの流れ

応募から委託契約までの流れは、図1のとおりです。

図1 応募から契約までの流れ



## 2 応募資格等

応募する場合には、次の（１）から（３）の要件を満たす必要があります。

### （１）応募者の資格要件

「課題解決型プロジェクト研究」については、複数の研究機関等からなる研究グループで応募していただきます。

応募に当たっては、研究グループの構成員の中から「代表機関」を選定していただきます。

研究グループの代表機関は、次の①から⑥までの要件を満たす必要があります。

- ① 以下のアからウまでに掲げる条件を全て満たす機関又は機関に所属する者（以下「研究機関等」という。）であること。
  - ア 研究開発を行うための研究体制、研究員、設備等を有すること。
  - イ 研究開発を行うための経営基盤を有し、資金、設備等について管理能力を有すること。
  - ウ 知的財産等に係る事務管理等を行う能力・体制を有すること。
- ② 以下のアからカまでに掲げる研究機関等のいずれかに該当すること。
  - ア 都道府県、市町村及び公立の研究機関
  - イ 大学及び大学共同利用機関
  - ウ 独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人及び認可法人
  - エ 民間企業、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人、NPO法人、その他法人格を有する機関
  - オ 国の施設等機関に所属する研究者（試験研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する研究機関の長に委任することが可能な者であって、支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）と委託契約を締結することができる者に限る。） **別紙3**
- ③ 原則として、日本国内の研究開発拠点において研究を実施すること。ただし、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行する上で国外機関が有する特別の研究開発能力、研究施設等の活用が必要と考えられる場合又は国際標準獲得の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
- ④ 委託契約の締結に当たっては、農林水産省大臣官房参事官（経理）から提示する委託契約書に合意できること（委託契約書（案）を参照）。
- ⑤ 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）※の「役務の提供等（調査・研究）」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有している者であること（地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者 **別紙3**）を除く。）。競争参加資格のない者は、応募できませんので、応募時までに競争参加資格を取得してください。競争参加資格の取得には時間を要しますので、応募する場合は速やかに申請を行ってください。資格の取得に係る詳細な情報については、以下を参照してください。

- ⑥ 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

※ 競争参加資格（全省庁統一資格）について

資格の取得に係る詳細な情報については、以下を参照してください。

<http://www.chotatujo.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

<再委託について>

本事業については、受託者（契約手続を了した上で、本事業を実施する者。以下同じ。）から第三者に委託すること（再委託）はできません。

(2) 研究体制等に関する応募要件  
(研究グループ方式。図2参照)

本委託事業に応募しようとする研究グループは、次のアからカまでの要件を満たすとともに、参画する研究機関等それぞれの分担関係を明確にする必要があります。また、応募に当たっては、研究グループの代表機関から応募していただく必要があります（委託契約を締結する際は、農林水産省と研究グループの代表研究機関等が契約をすることとなります。）。

ア 代表する研究機関等に当該試験研究課題の研究総括者を、それ以外の研究機関等には研究実施責任者を設置していること。なお、研究総括者の所属する研究機関等が代表として農林水産省との連絡調整等を行うこととする。

イ 代表する研究機関等に当該試験研究課題の経理統括責任者を設置していること。

ウ 研究グループに参画する全ての研究機関等は、当該試験研究課題について、研究内容の企画立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。

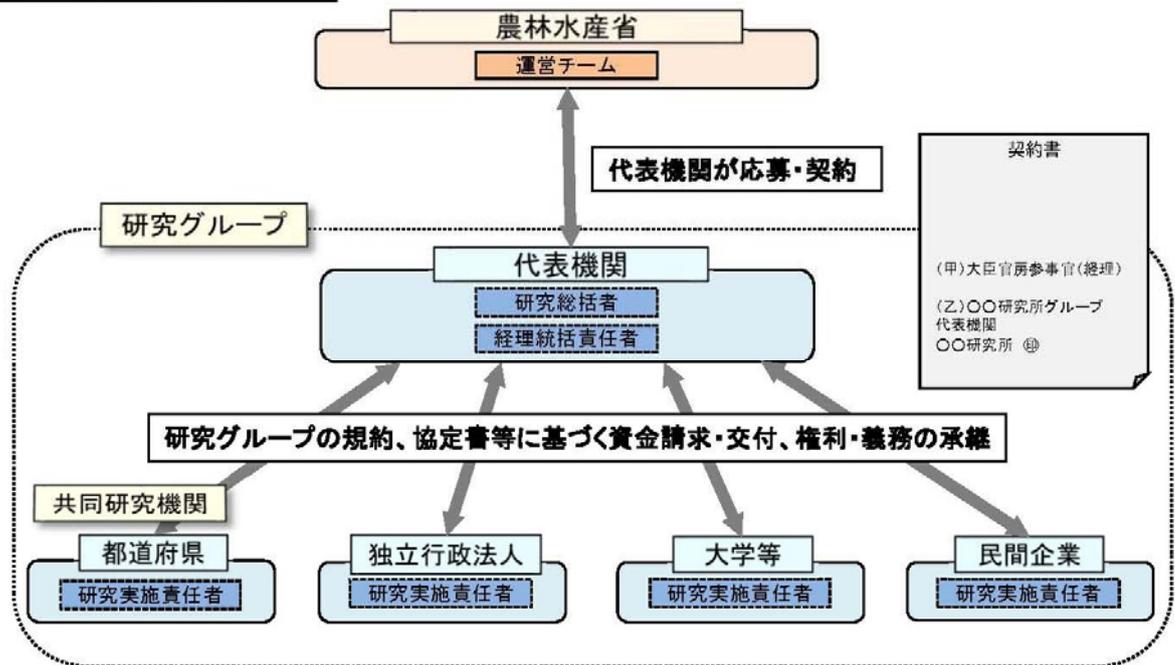
エ 研究グループとして当該試験研究課題を実施することについて、研究グループに参画する全ての研究機関等が同意していること。

オ 農林水産省と研究グループが契約を締結するまでの間に、研究グループとして、当該試験研究課題に関する規約を策定すること（規約方式）又は研究グループ参画機関が相互に実施予定の試験研究課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が確実であること。

カ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」**別紙4**を提出すること。

なお、「5 審査」により、試験研究課題の契約候補者として研究グループを選定した後、契約締結までの間に、当該研究グループの構成に変更等が生じ、試験研究課題に掲げられた研究内容を遂行するのが困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて契約候補者の選定を行うことがあります。

図2：研究グループ方式



※ 国は、研究グループ(代表機関)と契約。研究グループ内は、国との契約、研究グループとしての規約、協定書等に基づく取引。研究は各研究機関が実施し、経理・会計処理は代表機関が行う。

### (3) 試験研究に必要な行政機関の許可等に関する要件

家畜の伝染性疾病の動物接種試験など、試験研究を遂行する際に行政機関、試験研究機関等の許可等が必要なものであって、かつ、許可等が得られない場合、試験研究の遂行に支障があるものについては、契約締結までの間に行政機関、試験研究機関等の許可等を得てください。なお、許可等が得られず研究内容の遂行が困難と考えられる場合には、採択を取り消し、改めて契約候補者の選定を行います。

## 3 応募手続等

### (1) 応募の前に

本事業の応募は、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を利用した電子申請により受け付けています。

e-Radを利用して応募するに当たっては、**あらかじめ研究機関等及び研究者情報の登録手続を行う必要があります。**研究機関等及び研究者情報の登録には、通常でも1～2週間程度、混雑具合によってはそれ以上の期間を要する場合があります。また、応募手続を期限直前に行うと、多数の応募が集中し、e-Radの操作に支障が出る場合がありますので、応募は十分な時間的余裕を持って行ってください。

### (2) 提出された情報の取扱いについて

本事業に係る応募書類及びe-Radへの登録のために応募者から提出された資料に含まれる個人情報、応募者への採択の採否の連絡、今後の契約手続、評価の実施、e-Rad

を經由した内閣府の「政府研究開発データベース」<sup>※</sup>への情報提供等、農林水産省が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

なお、採択された個々の試験研究課題に関する情報（研究課題名、研究概要、研究機関名、研究者名、研究実施期間等）は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。

また、研究上の不正行為、研究費の不正使用等を行った研究者等については、国の事業への応募制限のための情報提供を、内閣府その他研究資金を所管する国の機関に行います。

以上のことをあらかじめ御了解の上、応募ください。

### ※ 政府研究開発データベースとは

政府研究開発データベースとは、総合科学技術・イノベーション会議が各種情報を一元的・網羅的に把握し、国の資金による研究開発の成果を適切に評価するとともに総合戦略の策定や資源配分を適切に実施できるよう、関係府省の担当者が各種情報を検索・分析するためのものです。

### （３）応募方法

研究総括者の所属する研究機関等が代表して応募してください。応募に当たっては、応募書類をPDFに変換の上e-Radへアップロードし、電子申請を行ってください。農林水産省への提出にあたっては、応募受付期間中に研究総括者が所属する研究機関等の事務代表者によるe-Radシステム上での承認を得る必要があります。e-Radを利用した電子申請の詳細については、**別紙5**を参照してください。

なお、e-Radを使用しない方法（郵送、持参、FAX、電子メール等）による提出は受け付けませんので、御注意ください。

### （４）応募受付期間

応募受付期間： 令和2年1月10日（金）10：00から  
令和2年3月4日（水）17：00（厳守）

e-Radの利用可能時間帯： 00：00～24：00（土・日、祝祭日も利用可能。ただし、システム切替のため、令和2年2月21日（金）22：00から令和2年2月25日（火）8：00まで、全てのサービスを停止。）

e-Radのヘルプデスク受付時間： 平日9：00～18：00

TEL： 0570-066-877（または03-6631-0622）

※ e-Radの利用時間及びヘルプデスクの運用時間は、令和2年1月10日現在。

今後、変更する可能性がありますので、e-Radポータルサイトの「システム管理者からのお知らせ」（[https://www.e-rad.go.jp/news\\_list.html](https://www.e-rad.go.jp/news_list.html)）及び「お問合せ方法」（<https://www.e-rad.go.jp/contact.html>）も御確認ください。

### （５）応募書類

企画提案書をe-radにより受付期間内に提出してください。なお、企画提案書は本要領及び企画提案書様式別紙6にしたがって、日本語で作成してください。

また、次の①から③までに該当する場合は、企画提案書と併せて、該当する書類を提出してください。

① 人件費及び試験研究費の賃金を計上する場合

研究機関等における受託単価規程又は人件費の算定等における算出根拠となる書類（Vの2（1）①参照）

② 地方公共団体及び国の施設等機関に所属する研究者以外の場合

2（1）⑤に規定する競争参加資格の写し（代表する研究機関等が当該競争参加資格を有すること）

③ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定を受けている場合

ワーク・ライフ・バランスを推進する研究機関等として、以下の法令に基づく認定を受けている場合には、その認定等を証する書類の写し\*

ア 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）

ウ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）

※ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等について

研究グループ方式で応募する場合は、構成員が有する認定等を証する書類のうち、審査上最も有利となる書類の写しを提出してください。

(6) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募資格を有しない者の企画提案書及び内容に虚偽が認められた企画提案書は無効とします。
- ② 企画提案書の受理後に記載内容の不備等があった場合は、企画提案書の差替えを依頼しますが、受付期間内に差替えの企画提案書を提出できない場合は、無効となります。
- ③ 企画提案書の受理後に、不備の有無を確認するためには、少なくとも1日程度要することが想定されますので、余裕を持って早めに提出してください。
- ④ 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ⑤ 企画提案書の返却には応じられません。
- ⑥ 企画提案書に記載する連絡先は、応募後に確実に連絡が取れるところとしてください。
- ⑦ 研究費の不正使用等、研究上の不正行為があった試験研究課題の研究開発責任者、研究員等については、一定の期間、本事業への参画は認めません。  
(Ⅶの2及び4参照)

## 4 説明会の開催

本事業の内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は義務ではありません。出席を希望する方は、研究機関ごとに参加申込書<sup>別紙7</sup>に御記入の上、以下の締切までにインターネット\*又はファクシミリにより、お申込みください。

### ※ インターネットにより申し込む場合

以下の受付フォームからお申込みください。

[https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gijyutu/R2\\_app.html](https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gijyutu/R2_app.html)

日 時：令和2年1月20日（月）13時30分～

場 所：農林水産省消費・安全局第1会議室（別館4階ドアNo.別424-1）

申込締切：令和2年1月17日（金）12時00分まで

## 5 審査

### （1）審査方法

各試験研究課題の契約候補者は、「安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業審査要領」<sup>別紙8</sup>により決定します。審査は原則として対面によるヒアリング審査によることとしますので、事前にプレゼンテーション用資料を御用意ください。

なお、審査委員会の開催（3月を予定）及びプレゼンテーション用資料の提出に係る連絡は、応募した研究総括者に直接連絡します。また、企画提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

### （2）契約候補者の決定

（1）の審査結果に基づき選定された者を、契約候補者として決定します。

## 6 審査結果等の通知

審査結果に基づき契約候補者が決定された場合は、速やかに応募者に通知するとともに、契約候補者名（研究グループを構成する全機関名）を農林水産省のホームページに公表します。契約候補者への通知に際しては、必要に応じて試験研究の実施に当たって留意事項を付す場合があります。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

## V 委託契約

### 1 委託契約の締結

#### （1）委託契約の締結

農林水産省は、IVの5により決定した契約候補者と委託契約を締結します。なお、契約候補者には、IVの6の通知後、研究実施計画のほか委託契約に必要な書類を速やかに提出していただきます。

## (2) 2年目以降の取扱い

次年度以降も継続して実施する試験研究課題については、原則として、今回の募集により契約した受託者が実施するものとし、毎年度、当該試験研究の実施に先立ち、改めて委託契約を締結します。

ただし、**別紙1**の第7の中間評価及び運営チームにおける研究の進捗状況に係る点検の結果等により、試験研究の目標達成が著しく困難である等、試験研究の中止等をすべきと判断された場合には、委託契約を行わないことがあります。

## 2 委託経費

### (1) 委託経費の対象となる経費 (**別紙9**参照)

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

- ① 直接経費：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。
  - ア 人件費：研究・開発に直接従事する研究開発責任者、研究員等の人件費。

なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。
  - イ 謝金：委員会の外部委員等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、研究協力等に対する謝金
  - ウ 旅費：国内外への出張に係る経費
  - エ 試験研究費
    - ・ 機械・備品費：本事業の研究課題で使用するもので、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、リース・レンタル等で経費を抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください（その場合の経費は借料及び損料に計上して下さい。）。

なお、物品をファイナンスリースで調達する場合には、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上として下さい。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

ただし、リース期間が上記によりがたい場合は、「リース期間終了後にリース会社から契約相手方に所有権が移転するリース契約」とし、これにより調達した物品は、原則、委託事業終了後に使用せず、売り払うこととし、これにより得られた収益は国庫に納付することとなります。
    - ・ 消耗品費：本事業の研究課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品
    - ・ 印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費
    - ・ 借料及び損料：物品等の借料及び損料
    - ・ 光熱水料：研究施設等の電気、ガス及び水道料
    - ・ 燃料費：研究施設等の燃料（灯油、重油等）費

- ・ 会議費：委員会等の開催に係る会議費
- ・ 賃金：本事業に従事する研究補助者等に係る賃金
- ・ 雑役務費：物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費等

- ② 一般管理費：直接経費ではないが、本事業のために必要な事務費、光熱水料等の経費。原則①エの試験研究費の15%以内（研究開発責任者の申請に応じ、最大30%までの計上を認めます。）
- ③ 消費税等相当額：①及び②の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、研究員等の年間の全勤務時間のうち本研究が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要な時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、研究課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

※5 当省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法第2条第1項第12号に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した業務経費全体に対して10%の消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込の金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意願います。

#### ※ 公益法人の方へ

受託者が公益法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から公益法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを5割未満にする必要があります。また、国から公益法人に交付された補助金等を年間収入の3

分の2未満とする必要があります。

## (2) 購入機器等の管理

本事業により受託者が取得した物品（機械・備品費で購入した機器等）は受託者において、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

本事業の購入物品である旨の標示をするとともに、委託事業ごとに管理簿に登録してください（様式は委託契約書（案）を参照）。

なお、本事業終了後の取扱いに係る手続は、別途、国からお知らせします。

## VI 研究成果の取扱いと評価

### 1 「国民との科学・技術対話」の推進

平成22年6月19日付けで科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により策定された「『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」※に基づき、当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費の配分を受ける研究者等は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、双方向のコミュニケーション活動に積極的に取り組んでいただく必要があります。

※については、内閣府ホームページを御覧ください。

([https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf))

### 2 研究成果の取扱い

#### (1) 研究成果に係る知的財産権の帰属等

研究成果に係る知的財産権が得られた場合、日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）等に基づき、受託者から以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※ 知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。
- ② 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承諾を受けること。
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農

林水産省の承諾を得ること。

また、受託者は、研究成果に係る知的財産権について、出願、登録、実施、放棄等を行った場合には、契約期間中か否かに関わらず定められた期間内に農林水産省へ報告していただく必要があります。

なお、必要に応じて、研究グループの構成員のうち、一部の機関の間で持ち分を定めることができます。

## (2) 研究成果の管理

受託者は、次の事項について取り組んでいただきます。

- ① 研究1年目に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項（秘密保持、知的財産権の帰属の基本的考え方、知的財産権（研究成果に係るもの及び研究グループの各構成員が予め保有するもの等）の自己実施や実施許諾に係る基本的な考え方等）を検討し、構成員間における合意文書（知財合意書）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。
- ② 本事業によって得られる研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱いや実施許諾等に係る方針（権利化等方針）を作成し、農林水産省へ提出していただきます。
- ③ 研究の進行管理のために受託者が開催する研究推進会議等において、知的財産マネジメントに関して知見を有する者（弁理士、民間企業における知的財産マネジメントの実務経験者、大学TL0、参画機関の知的財産部局や技術移転部局等）の助言を得ながら、知的財産マネジメントを進めていただきます。
- ④ 本事業の研究成果によって得られた知的財産権の研究ライセンス及びリサーチツール特許の活用については、「大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針」（平成18年5月23日総合科学技術会議）<sup>※1</sup>及び「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」（平成19年3月1日総合科学技術会議）<sup>※2</sup>に基づき、対応することとします。
- ⑤ 特許法では特許を受ける権利は発明者に帰属しますが、従業者等が職務として研究・開発した結果完成した発明（職務発明）に関しては、従業者等の雇用、設備・研究費の負担など、使用者等による一定の貢献があることから、使用者等に通常実施権を付与し、予約承継（あらかじめ特許を受ける権利又は特許権を使用者等に承継させること等を職務発明規程、就業規則等で定めておくこと）を認めています。受託者（研究グループを構成する全機関）において職務発明規程等が定められていない場合、農林水産省との契約履行上、研究成果の帰属や権利の承継に不都合が生じますので、本事業の契約締結後速やかに整備していただきます。

### ※1 大学等における政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産権についての研究ライセンスに関する指針について

詳細については、以下の内閣府のホームページを参照してください。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523\\_2.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060523_2.pdf)

## ※2 ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針について

詳細については、以下の内閣府のホームページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken070301.pdf>

### (3) 研究成果の発表

本事業で得られた研究成果は、基本的に、研究成果報告会の開催等を通じて農林水産省消費・安全局が公表しますので、受託者は契約期間にかかわらずこれに協力していただきます。

受託者が研究成果を公表する場合は、本事業の契約期間にかかわらず事前にその内容について農林水産省消費・安全局の運営チームに協議し、承諾を得るとともに、本事業による研究の成果であることを明記してください。

また、承諾を得て公表した資料は、毎年度末、農林水産省消費・安全局の運営チームに報告してください。

なお、特許の出願前に研究成果を公開した場合、新規性が失われ特許権等を受けることができなくなることがありますので御注意ください。

### (5) 研究成果に係る秘密の保持

本事業に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らさないでください。また、得られた研究成果をもとに共同研究等を別途実施する際には、事前に農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室または運営チームに御相談ください。

## 3 e-Radからの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## VII その他応募に当たっての注意事項

### 1 不合理な重複及び過度の集中の排除

不合理な重複<sup>\*1</sup>及び過度の集中<sup>\*2</sup>の排除を行う観点から、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的資金に限らず本事業の研究資金についても、これに準じた取扱いを行うこととします。

#### (1) 応募書類への記載

本事業の応募の際には、現在参画しているプロジェクト等（他府省を含む他の委託事業及び競争的資金。以下「プロジェクト等」という。）の応募・受入状況（制度名、研究課題名、実施期間、研究予算額、エフォート（研究専従率））を提案書に記載していただきます。なお、提案書に事実と異なる記載をした場合は、採択の取消し又は委託契約の解除、委託費の返還等の処分を行うことがあります。

また、不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を他の配分機関等に情報提供する場合があります。

#### (2) 不合理な重複及び過度の集中に該当する場合

提案書及び他府省からの情報等により、不合理な重複及び過度な集中が認められた場合には、審査対象からの除外、採択の決定の取消し又は経費の削減を行うことがあります。

#### ※1 不合理な重複とは

同一の研究者による同一の研究課題（プロジェクト等が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数のプロジェクト等に対して同時の応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済みのプロジェクト等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

（注）競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の詳細は、以下の内閣府のホームページを参照してください。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1\\_tekiseisikkou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

#### ※2 過度の集中とは

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される

研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（注）競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の詳細は、以下の内閣府のホームページを参照してください（再掲）。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1\\_tekiseisikkou.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1_tekiseisikkou.pdf)

## 2 研究費の不正使用

### （1）不正使用防止等に向けた取組

農林水産省では、研究費の不正使用防止への対応について、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）に則り、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「管理・監査ガイドライン」という。＊）を策定しました。

本委託事業で実施する試験研究活動には、管理・監査ガイドラインが適用されますので、研究実施機関は、管理・監査ガイドラインに沿って、研究費の管理・監査体制を整備する必要があります。また、その実施状況の報告等を求めるとともに、体制整備等の状況に関する現地調査を行う場合があります。

#### ※ 管理・監査ガイドラインについて

詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照してください。

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

### （2）不正使用等が行われた場合の措置

本委託事業及び当省の他の事業並びに他府省の事業において、研究費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、以下のとおり、当該研究費を返還した年度の翌年度以降、一定期間、本委託事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を認めません。

① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者

ア 個人の利益を得るための私的流用が認められた場合：10年間

イ ア以外による場合

- a 社会的影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合：5年間
  - b a又はc以外の場合：2～4年間
  - c 社会的影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合：1年間
- ② 不正受給（偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給することをいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者：5年間
- ③ 不正使用等に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者：不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分（上限は2年間とし、下限は1年間で端数は切り捨てる。）の期間
- ④ 他省庁を含む他の競争的資金等において不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者並びに善管注意義務<sup>\*1</sup>に違反した研究者：当該競争的資金等において応募又は参加を制限されることとされた期間と同一の期間

本事業において研究費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要を公表するとともに、その情報を他の競争的資金等を所管する国の機関に提供します。このことにより、他の競争的資金等においても応募・参加が制限される場合があります。

研究費の不正使用等が行われた場合において、その原因の一つとして研究費の不正使用等に関与した研究者等が所属する機関における公的研究費の管理・監視体制が不十分であった場合には、同機関に所属する全ての研究者について、一定期間、本委託事業への応募又は参加を認めないこととします。

なお、農林水産省が公的研究費の配分先の研究機関等において不正使用等が行われた旨の情報を入手した場合の対応については、「研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について<sup>\*2</sup>」を御覧ください。

#### ※1 善管注意義務違反の例

原則、日常的に研究資金の管理を行うことが可能であって、研究実施に当たって管理する立場にある研究者が、研究資金等の使用・管理状況を把握せず、管理者としての責務を全うしなかった結果、被管理者（その他の研究者）が不正を行った場合等。

#### ※2 研究機関において公的研究費の不正使用等があった場合の研究事業への参加対応について

詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照してください。  
<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

### 3 虚偽の申請・虚偽報告などの偽りに対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、実施課題に関する委託契約を取り消し、委託費の一括返還、損害賠償等を受託者に求める場合があります。

また、これらの不正な手段により本委託事業から資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については2（2）の不正使用等が行われた場合と同様の措置がとられま

す。

#### 4 研究活動の不正行為防止のための対応

##### (1) 不正行為防止に向けた取組

農林水産省では、研究上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）に則り、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知<sup>\*</sup>）及び「農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程」（平成18年12月15日付け18農会第1148号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知<sup>\*</sup>）を策定しています。

本委託事業で実施する研究活動には、これらの通知が適用されます。各研究機関においては、不正行為ガイドラインに基づいて、研究倫理教育責任者を設置するなど不正行為を未然に防止する体制を整備するとともに、研究機関内の研究活動に関わる者を対象に、契約締結時まで研究倫理教育を実施していただき、契約の際に、「研究倫理教育の実施に関する誓約書」を提出していただく必要があります（研究倫理教育を実施していない研究機関は、本委託事業に参加することはできません。）。また、研究活動の特定不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関する告発等を受け付ける窓口を設置し、特定不正行為の告発があった場合に調査委員会を設置し調査する等、研究活動における特定不正行為に対し適切に対応していただく必要があります。

##### ※ 農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程について

詳細は、以下の農林水産省ホームページを参照してください。

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/misbehavior.htm>

##### (2) 特定不正行為が行われた場合の措置

特定不正行為があったと認定された研究に係る資金の配分を受けた機関に対し、当該研究に配分された研究費の一部又は全部の返還を求める場合があります。

また、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負うものとして認定された著者に対し、以下のとおり、一定期間、本委託事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請・参加を制限する場合があります。

- ① 特定不正行為に関与したと認定された者については、その特定不正行為の程度により、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降2年から10年
- ② 特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、その特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著

者については、特定不正行為と認定された年度の翌年度以降1年から3年

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、当該措置の内容、特定不正行為の内容等を公表するとともに、国費による研究資金を所管する各府省及び農林水産省所管の独立行政法人に情報提供しますので、他の事業等においても申請・参加が制限される場合があります。

## 5 指名停止を受けた場合の取扱い

公募期間中に談合等によって当省から指名停止措置を受けている研究機関等が参画した研究グループによる応募について、措置対象地域で研究を実施する内容の応募は受け付けません。なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止を受けた場合は、不採択とします。

## 6 情報管理の適正化について

### (1) 本事業の実施体制

本事業の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に農林水産省と協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（以下「情報管理責任者等」という。）を確保すること
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること

### (2) 情報保全

本事業に係る契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（農林水産省の所掌事務に係る情報であって公になっていないもののうち、農林水産省職員以外の者への漏えいが我が国の安全保障、農林水産業の振興又は所掌事務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受注者における情報管理の徹底を図ることが必要となる情報をいう。以下同じ。）の取扱いに当たっては、**別紙 10**「調達における情報セキュリティ基準」（以下「本基準」という。）及び**別紙 11**「調達における情報セキュリティの確保に関する特約事項」（以下「特約条項」という。）に基づき、適切に管理するものとします。この際、特に、保護すべき情報の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく農林水産省に通知するものとします。

- ① 契約を履行する一環として受注者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制
- ② 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する

## 実施体制

- ③ 農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、受注者に係る親会社等（本基準第2項第14号に規定する「親会社等」をいう。）、兄弟会社（本基準第2項第15号に規定する「兄弟会社」をいう。）、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受注者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の受注者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制

### (3) 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本基準及び特約条項を了知の上、応募するものとします。  
② 応募者は、上記(1)及び(2)の事項を踏まえて、提案書にある「1-5 情報管理実施体制」、「4-3 事業実施責任者」、「様式5 情報管理経歴書」を記載してください。

また、本基準の項目5から12については、契約締結時までにはコンソーシアム規約等に当該項目を規定してその写しを提出又は当該項目を遵守する旨を記載した誓約書を提出していただく必要があります。

なお、応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、本事業を所管する課室の長との協議等に応じる義務を迫るものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので、ご注意ください。

## VIII 事業への参画機関の職員に対する計算資源等の利用提供

農林水産研究開発の効率化・効果的な推進等を図るため、農林水産省の事業に参画する者に対して、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターの農林水産研究情報総合センターが運用する研究技術情報及び計算資源<sup>※</sup>を提供しています。

利用を希望する場合、ホームページに記載された利用手続に従って申請を行ってください。

なお、詳しくは、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター情報システム課企画・システム係（TEL：029-838-7345）へお問い合わせください。

### ※ 研究技術情報及び計算資源とは

具体的には次のとおりです。

- 研究情報（文献情報、研究課題、研究成果、全文情報等）
- 科学技術計算システム（大規模演算サーバ（スーパーコンピューター）及び科学技術計算アプリケーション（数値・統計解析、計算化学、構造・流体解析等）
- 以上のほか、その他情報（気象データ、地図データ、農林水産統計データ等）の提供のほか、利用支援等を実施

（注）研究技術情報等の利用方法の詳細については、以下の農林水産研究情報総合センターのホームページを参照してください。

<http://itcweb.cc.affrc.go.jp/affrit/beginner>

## Ⅷ 中小企業の支援

本委託事業で公募する試験研究課題については、「中小企業技術革新制度（SBIR制度）」※の「特定補助金等」に指定される予定です。この特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、以下の支援措置を受けることができます（それぞれの制度を利用する際には、別途審査等が必要になります。）。

- ① 日本政策金融公庫の低利貸付制度が利用できます。
- ② 特許に係る審査請求手数料や特許料が軽減（半減）されます。
- ③ 資本金3億円を超える企業に対し、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
- ④ 国等の入札において、入札参加等級や過去の納入実績に関わらず、入札参加が可能になるよう努めています。
- ⑤ 「SBIR特設サイト」において研究開発成果などの事業PRができます。

### ※ 中小企業技術革新制度（SBIR）について

詳細は、以下のSBIR特設サイトを御覧ください。

<https://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

## Ⅹ 法令・指針等の遵守への対応

本要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

例えば、研究計画に相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、海外への技術漏洩への対処を必要とする研究、動物実験を必要とする研究などが含まれている場合には、法令等に基づく手続きを適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏洩への対処については、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第28号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけでなく情報提供（設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等）も規制対象となります。※<sup>1</sup>

動物実験等に関しては、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知※<sup>2</sup>）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施していただく必要があります。

### ※<sup>1</sup> 海外への技術漏洩の対処について

詳細は、以下の経済産業省安全保障貿易管理のホームページを参照してください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

## ※2 動物実験等について

詳細は、以下の農林水産省のホームページを参照してください。

[http://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken\\_kihonshishin.htm](http://www.affrc.maff.go.jp/doubutsujikken/doubutsujikken_kihonshishin.htm)

## XI 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、以下の問い合わせ先において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問い合わせについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を農林水産省消費・安全局のホームページ<sup>\*</sup>にて掲載しますので御了承ください。

## ※ 問い合わせ及び回答内容の掲載先

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory\\_science/r2\\_rsproject.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/r2_rsproject.html)

### (問い合わせ先)

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

### 【公募及び公募説明会について】

消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室

研究推進班 担当者 竹前、小林

TEL : 03-3502-5722

FAX : 03-3597-0329

### 【契約締結について】

農林水産省大臣官房予算課契約班 担当者 西田

TEL : 03-6744-7162

FAX : 03-6738-6158

受付期間：令和2年1月10日（金）～令和2年3月4日（水）17時00分まで

（土曜・日曜日及び祝日を除きます。）

受付時間：10：00～17：00